

第三者評価結果 公表シート

(このシートに書かれている内容は、そのまま富山県福祉情報システムにおいて公表されます。)

事業所名	富山市立長岡保育所
第三者評価機関名	社会福祉法人 富山県社会福祉協議会
評価実施期間	令和 6年 5月 10日(契約日)～ 令和 7年 3月 19日(評価結果確定日)
過去受審回数 (前回の受審時期)	1回 (平成 28年度)

1. 概評

◇ 特に評価の高い点

【子どもと職員の人権を尊重した保育実践に向けた取組】

子どもの3つの権利「夢中になって遊ぶ、やってみたいことに挑戦できる、みんなに愛される」の実践に向け、支援する職員に①子どもの力を育む保育士像、②保育士としての悩み、③長岡っ子に対する願い、についてアンケートを実施し「職員を守るための10の約束」として事務室等、職員の目につくところに掲示している。そこには、子どもを尊重する保育実践で配慮したい保育姿勢や、職員の同僚性を高める内容が提案されており、職員間で保育姿勢・想いを共有し、高め合う体制づくりに取組むことで、より良い保育の提供につながっている。保護者に対して、改善課題に取り組んだ内容や自園研修での学びについてその都度書面等で周知し「見える化」することで、子どもの権利を温かくサポートし、呼びかけあい高め合える保育活動、環境改善に取り組んでいる。

【アレルギー疾患児に対する組織的な対応】

食物アレルギー疾患児に対して、保護者とは「食物アレルギー対応プラン」の作成や代替え食表の確認等連絡を密に取り合っている。毎朝ミーティング時に調理員が、当日のアレルギー食のメニューについて伝え、全職員が共通理解できるよう努めている。昼食・おやつの提供については、4重(調理員・検食・受取・配膳)によるチェック等が記録されている。調理室から直接、調理員が保育士(受取)に成分表と一緒に確認、配膳し、職員間の体制がしっかり確立されている。

◇ 改善を求められる点

【アセスメントに基づく適切な保育の提供に向けて】

個別配慮を必要とする個別支援計画には、保護者の意向や専門機関の支援内容が詳しく記載されている。子どもたちの児童票の発達記録(発達のめやすチェック表)や保育経過記録には個別懇談会や連絡帳等を通して、随時保護者の意向を汲み取り記載されているが、定期的ではなく個人差が見られる。全ての子どもの身体状況や子どもと保護者の生活状況を把握し、子どもと保

護者が必要としている保育実施上のニーズを定期的に把握するための、アセスメント手法(手順と様式)の確立が望ましい。今年度から、月間・週間指導計画の裏面を利用し、子ども一人ひとりの育ちや状況を書く取組を始めている。その姿を保護者に伝え、同時に保護者のニーズも聞き取り、保護者と子どもの育ちを共有する取組につなげようとしている。今後、定期的な子どもや保護者の意向調査の下、アセスメントに基づき、一人ひとりの子どもに合った、適切な支援が行われるような仕組みの工夫に期待したい。

【地域の福祉ニーズや生活課題の掘り起こしに向けた取組み】

地域の団体主催の鯉のぼり掲揚、長岡住民ふれあいフェスティバルや長岡地区敬老感謝の集いに参加するなど、地域交流が盛んにおこなわれており、各団体役員に保育所に求められていることについて意見を聞く機会もあるが、地域の福祉ニーズや福祉課題の掘り起こしまでには至っていない。今後、地域交流を生かしながら、地域の福祉ニーズや生活課題の掘り起こしに向けた積極的な取組と同時に、保育所が持つ専門的な知識や、技能を地域に還元する取り組みに期待したい。

【個別配慮が必要な子どもにより良い支援のための体制づくりに向けて】

個別に配慮が必要な子どもが多く集団と個のバランスの中で、多様な対応が必要となっている。職場会議で、共通の関わり方や環境構成・保育体制等について話し合っているが、実践の間では担当保育士の力量に任せているところが大きい。今後は個別配慮児担当保育士(正規職員・会計年度職員)が対応に行き詰ったとき、悩みや疑問を仲間と共有できる場として、個別配慮児を担当する職員で検討する会議を設けるなど、特性を理解するための知識や技術を高め、柔軟な支援ができるような体制づくりに期待したい。また、限られた保育室の中で個別に配慮が必要な子どもに、安心・安全な保育の提供と同時に、落ち着いて過ごせる空間の確保が望まれる。

3. 各評価項目にかかる第三者評価結果(別紙)

4. 第三者評価結果に対する事業者のコメント

2回目の受審となる第三者評価は福祉サービスの向上を目指す私たちの大きな振り返りの場となりました。受審にあたり、職員全員で自己評価や富山市保育のガイドライン・チェックリストを活用し、保育を見直す中で、児童福祉施設としての課題に気づくことができました。改善策について全職員で協議をしたことは、保育目標を改めて確認し、子ども達の育ちについて同じ願いをもつことにつながる意欲的な研修になったと思います。

自園研修では『子どもも大人もみんなが楽しめる保育所にするために』というテーマのもと、子ども一人一人の姿を表現ととらえ、興味・関心の方向性や、子ども達が今求めていることは何なのかななどの思いを丁寧にくみ取ったことが、職員の保育力の向上につながったと思います。また、子ども達が「楽しい」と感じられる保育のためにどのような保育士の関わりや環境が必要かを話し合い、学びや気づきを保護者にもドキュメンテーションで伝えたことが、保護者に保育所の取組を理解していただける機会となりました。今後もこの取組は継続的に行い、保護者にアセスメントしていただきながら開かれた保育所づくりを目指していきたいと思います。

そして、子ども達の健全育成のために常日頃からあたたかく見守ってくださっている地域の方々にも、子ども達の元気な姿、笑顔、育ちを発信する取組を積極的に行っていきたいと思います。

最後に今回の第三者評価受審に際し、ご尽力いただいた評価機関の皆様、アンケートにご協力くださった保護者の皆様に心より感謝申し上げます。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-（１） 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-（１）-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・㊦・c
<コメント> 『富山市基本理念』に基づき、保育理念が掲げられている。正規職員が年度始めに職場会議にて保育理念に基づいて保育方針を検討し、決定している。その内容を踏まえて、会計年度任用職員へ説明の上紙面を配付し、方針や目標等を意識した保育の実践を目指している。4 月に開催している保護者会総会において、保護者に対し「重要事項説明書」及び「単年度事業計画」を配付、説明し周知を図っている。9 月に玄関掲示について、より保護者等が情報を取り入れやすいように環境を見直し「保育理念」「保育方針」「保育目標」「子どもの権利」と共に子どもたちのキャッチフレーズもイラストを加えながら分かりやすく掲示するとともに、取組目的とその内容を保護者等に紙面で案内している。		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-（１） 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-（１）-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・㊦・c
<コメント> 富山市は『子ども・子育て支援法』に基づき、一人ひとりが健やかに育つよう良質かつ安心安全な保育を提供するため『第 2 期富山市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、そこに分析状況及び取組・方策を示している。全国保育協議会発行の保育情報誌等を職員へ回覧し、保育事業の動向把握に努めている。毎年富山市作成の『保育所要覧』調査に協力し、保育所として利用児童の校区内外の利用・家族状況を、公設公営保育所であり富山市として全体像を把握している。保育所としては近隣の私立保育所等への需要、建物の老朽化の影響も利用者減少の要因と認識している。		
③	Ⅰ-2-（１）-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・㊦・c
<コメント>		

公設公営保育所であり、設置主体である富山市より基準に応じた利用者の決定とその運営に必要な予算及び人員配置が行われている。保育所では今年度、通常の保育内容や保育環境、設備整備や人材育成について現状を把握し、問題点や課題について職場会議やミーティングで検討する他、老朽化した建物の建替えに向けた仮施設への引越し・移転に向けた準備があり、限られた人員で効率的に業務が遂行できるよう、日々の職員体制や業務の進捗状況をシートに記入、可視化して進めている。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞ 中・長期計画は『第2期富山市子ども・子育て支援事業計画』『富山市教育・保育方針』に基づき「長岡保育所中長期事業計画（令和2年度～令和6年度）」を策定している。年度初めに所長、副所長、主査・主任で、中長期事業計画の見直しを行い「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の拠点としての役割等」の4項目の視点で施策を追加・修正後、職員に説明、配布し共通理解を図っている。今後は、多くの職員参加の下、時期や数値目標をより具体的に示した計画策定をすることで、事業に対する理解がより深まることを期待したい。		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
＜コメント＞ 「長岡保育所中長期事業計画」に基づき「令和6年度 単年度事業計画」が年度当初に所長、副所長、主査・主任で策定されている。今年度の取組を「保育運営」「人材育成」「危機・安全管理」「地域の保育所」4項目で示し、具体的に実施計画を明記している。また、令和5年度の保育に関する振り返りを含め、どのような保育を展開したいかについて検討し「園内研修」「年齢別保育目標」に盛り込んでいる。事業計画は、年度初めに職員及び保護者等に説明、配付し周知している。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
＜コメント＞ 事業計画は、年度初めに所長、副所長、主査が前年度従事職員から保育運営状況を確認しながら、保護者等アンケートを参考に目指す保育所運営の具体的な項目を盛り込み策定している。作成された計画内容は、実行性を持たせるため年間計画表へ落とし込み、ファイリングし実施状況や変更点を朱色で記入している。進捗状況や具体的な内容、評価者や評価日（時期を含む）についての記録が十分ではない。今後は、事業計画の実施状況の把握や評価・見直しの経過が確認できる記録方法を検討し、次期計画へ反映するためのプロセスが明確になる取組に期待したい。		

7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ b ・c
<コメント> 保護者には「重要事項説明書」「令和6年度 単年度事業計画書」を配付、保護者会総会で説明し、欠席者を含め改めて「保育所運営についてのご協力とお願い」の案内書を保護者等に配付して共通理解を図っている。「保育所だより」「クラスだより」「給食だより」「ほけんだより」等で、事業計画での取組や行事、自園研修における取組について紹介し、玄関フロアに活動内容をできるだけタイムリーにドキュメンテーション（子どもの活動を写真や文字などで視覚的に記録する手法）を用いて配信することで、保育の取組み内容が保護者等へ分かりやすく伝わるよう工夫している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・ b ・c
<コメント> 平成28年度に続き2度目の第三者評価を受審し、質の向上に向けた取組を継続している。令和6年度は、所長、副所長、主査・主任、保育士（正規職員）が第三者評価項目全ての自己評価を、会計年度任用職員を含めた全職員が保育内容評価項目について自己評価を実施している。その他『保育ガイドライン・チェックリスト』を用いて自己評価を年2回実施、共に集計し職員へフィードバックしている。また、保育所内での研修に注力しており、研修テーマ「子どももおとなもみんなが楽しめる保育所にするために」とし、年間計画を作成し組織的に取組んでいることが研修記録から確認できる。今後は第三者評価の計画的な実施に加え、各評価結果分析に基づき改善に向けた項目や取組み内容が分かりやすく整理され、より効果的に機能することに期待したい。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・ b ・c
<コメント> 第三者評価における自己評価では、集計された結果について職場会議や年齢別会議等で、保育所課題やその改善について検討が行われている。『保育のガイドライン・チェックリスト』実施後、評価結果をもとに評価の高い項目と低い項目について保育所全体評価として文書化することで意識づけている。また、課題となる項目については、各種会議やミーティングにて問題点とその背景を共有化し、改善に導くよう努めている。今後は『保育のガイドライン・チェックリスト』自己評価及び第三者評価の結果分析等を中長期及び単年度事業計画、各種マニュアル等に反映させ、組織的に質の向上に向けた取組が継続的に機能していくことを期待したい。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・ b ・c
<コメント> 所長は令和6年度より現職に異動就任している。年度初めの職場会議において、富山市の『教育・保育方針』と併せて、自身の保育に対する思いを全職員に伝えている。所長（管理者）の役割については、職務分担表に明記し全職員に分担表を配付、表明している。災害・事故時等は「災害・事故対応マニュアル」に基づき、所長の指示に従うこととしているが、所長不在の場合は、副所長への報告・連絡・相談を行うことが明記されている。今後は、所長の役割と責任や方針等について、広報誌等を活用し広く関係者や住民、保護者等へも表明していくことに期待したい。		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ b ・c
<コメント> 所長は、富山市主催の所長会議等において、遵守すべき法令について指導を受けている。全職員に対し、公務員倫理と情報セキュリティについて学ぶ機会を設けている。併せて、子どもの権利について職員と保護者等で共有できるよう、玄関に権利の内容を掲示し『人権チェックリスト』による自己評価に継続的に取り組んでいる。今後は、保育に関わる法令等について、職員の理解を確認する仕組みづくりにも期待したい。		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<コメント> 所長は、職場会議や3歳以上児会議、3歳未満児会議、調理員会議、朝のミーティングに出席し運営状況、職員及び子どもや保護者等の状態、課題の把握に努めている。保育目標を達成するため、①子どもの力を育む保育士像、②保育士としての悩み、③長岡っ子に対する願い、この3点について保育士へアンケートを実施し、それぞれの想いやめざす姿を書面にまとめ検討の機会を設ける等、助け合い、助言し高め合える体制づくりを目指している。		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ b ・c
<コメント> 公設公営の為、経営状況や財務分析については保育所単位では行われていない。休暇や研修等の職員状況を把握しながら業務をカバー出来るよう、ミーティングまでにその日の職員配置状況と保育内容をノートに記入し、職員一人ひとりが全体像を把握しながら日々の		

業務に取り組んでいる。また、それぞれの職員が担当している業務（職務分担内容）の進捗状況が自他ともに確認できるよう「スケジュール表」へ、状況を記入し職員全体で業務を効果的に進めるなど、働き方改革への意識づけにつながるよう指導に取り組んでいる。

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ b ・c
＜コメント＞ 公設公営であり、富山市担当課は在籍人数に応じ適切な人員が配置されるよう努めている。人材の確保としては、富山市が策定した『第2期 富山市子ども・子育て支援事業計画』に基づき、事業の見直しを行いながら利用者数を見据え、正規職員及び会計年度任用職員の採用計画が作成されている。富山市は『富山市職員採用案内2024』として、具体的な内容が紹介された『保育士採用案内』を作成し、近隣の保育士・幼稚園教諭養成校等へ出向き説明したり、関係機関へ配布したりするほか、60歳～65歳まで継続雇用を導入し、人材確保に注力している。定着に関しては、富山市担当課が20・30代の保育士及び教諭を対象に24時間受付可能な『いつでもどこでもお悩み相談室』を設置し、職場でなかなか言えない悩みを第三者へ相談できる取組が実施されている。		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ b ・c
＜コメント＞ 運営主体である富山市が人事管理のために『人事異動調査』『業績評価』『自己申告』を導入、人事評価が担当課長や所長が中心となり職員への面談やモニタリングを実施する等、客観性、公平性、透明性が確保される評価となるよう工夫している。また、処遇においても昇任、昇格基準が明確になっており、目標をもって就業できる環境がある。職員は『富山市教育・保育方針』に明文化された『望ましい職員像』についても周知している。		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ b ・c
＜コメント＞ 富山市は、毎週水曜日を『さわやかナイスデー』月末の金曜日を『さわやかフライデー』としてノー残業デーを奨励し、業務で使用するパソコンにもそのタイトルが表示、視覚から伝わる工夫が実施され、職員の定時帰宅を促している。所長は、職員と年間2～3回の面談を計画、実施し個別に就労についてゆっくりと話せる機会を大切にしている。職員の心身の健康を確保するため『ストレスチェックシート』の実施、希望や必要があれば富山市庁内の『こころの相談室』で臨床心理士による相談も可能である。有給休暇は取得希望を調整することで、限られた人員でも計画的に取得できるよう取り組んでいる。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		

17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 富山市の業績評価に基づいて、正規職員は年2回『業績評価書』にて、目標・行動計画・達成度・自己点検評価等を用いて明確にしており、所長は面談時に目標に向き合う姿勢や業務の状況を把握し、助言するよう心がけている。会計年度任用職員も年2回『人事評価記録書』に目標・達成状況・自己申告等を明記し、同様の視点で面談・評価を実施している。富山市担当課は目標を7項目設定、自己に合った項目を選択し自らの行動計画につなげる取組みを始めている。		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a・b・c
<コメント> 富山市は保育関連分野において分類された、教育・保育に関する研修計画の基本方針を作成しており『望まれる職員像』を7項目示している。「令和6年度 単年度事業計画」に人材育成のための研修参加を位置づけ、富山市担当課の『令和6年度 保育所・認定こども園職員研修計画』に基づいた研修や、新規採用研修、主任研修、新任主査研修、新任主幹研修等、職務に応じた研修、各種団体（全国保育士会、富山県保育士会、富山県保育連絡協議会等）の研修等に参加している。富山市保育のガイドラインに保育士の研修体系『保育士の階層別に求められる専門性』で、保育実践に必要とする知識・技能等を考慮した研修計画の作成・実施が行われている。		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・b・c
<コメント> 富山市は職員それぞれに『富山市保育所職員研修受講履歴表』で5年間の研修履修内容を管理している。保育所では、その情報を基に年齢、経験、担当内容、希望等を踏まえ研修の年間計画を作成している。また、キャリアアップ研修や富山県保育士会や富山県保育連絡協議会等の研修案内を回覧し、参加を促している。研修受講後には、研修成果として「具体的実施計画」を作成、その後「1か月後の自己評価」「受講後の実施報告」約1か月経過した時点で記入する様式に沿って、学びを業務に反映する工夫が見られる。また、研修内容を職場会議で伝達することで、自身の学びを確認する機会としている。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・b・c
<コメント> 富山市は『実習生受け入れマニュアル及び年間実習計画』を作成し、実習生等の受け入れを推進している。保育所では「実習生受け入れマニュアル」を作成し、副所長が窓口となり目的に応じた実習や体験学習を受け入れている。専門職種ごとに、学校側が作成したマニュアルと実習内容をもとに実習内容を決定、毎日のミーティングにて職員へ伝達し、指導体制を築いている。実習期間中も学校側と連携しながら、安全に実習が遂行できるよう配慮し、実習生を受け入れる職員は「実習生受け入れマニュアル」に沿って、実習生一人		

ひとりのねらいや意向を確認しながら実習指導を行っている。実習生には、実習後「実習生反省会記録」「感想用紙」の提出に協力してもらい、今後の実習に反映させている。

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ b ・c
<コメント> 富山市は富山市子育て支援サイト『育さぽとやま』で、保育所情報に加え第三者評価受審状況、妊娠から子育てに関する一連の情報と併せて掲載している。第三者評価については、富山市立保育所共通保護者向けアプリでの通知や富山県社会福祉協議会のホームページで公表していることを知らせている。富山市は、子育て事業に関する予算及び決算等、財務情報は公開しているが、保育所単位での収支報告等の情報公開は行っていない。保護者には、保育に関する取組を「保育所だより」「給食だより」「ほけんだより」で配付するほか、玄関フロアを活用、掲示物の整理や掲示内容を検討し情報提供に努めている。地域に向けては、所長が地域での会議等への参加による情報提供と地区センターが発刊している地域だより（年4回）に保育の様子を紹介している。今後は、建物の建替えや仮施設への移転等もあることから、地域へ向けた必要な情報発信に取組むことを期待したい。		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ b ・c
<コメント> 保育所で必要な備品及び消耗品等を購入するための予算が、年度単位で4月に富山市より配当される。その扱いについては、職場会議で要望や意向を確認・検討しながら、担当者が収支計画を作成し、所長が責任者となり富山市の庶務事務マニュアルに基づき適正な出納管理を行っている。適正な運営のため備品管理・給与・給食費・延長料金について、富山市監査委員事務局より定期的に監査が実施され、指摘事項があれば改善を図っている。また、業務上知り得た情報の取り扱い、守秘義務等についても職員には書面で同意を得る他『コンプライアンスシート』を導入し、公務員としての立場と責任についての振り返りに取組んでいる。		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ b ・c
<コメント> 地域との連携及び交流について「令和6年度 中長期事業計画書」「令和6年度 単年度事業計画書」「令和6年度 全体的な計画」の中に明記している。「地域交流計画（連携		

図)」として地域の交流機関や団体名との、活動内容や連絡方法を明記した連携図を作成し、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。子どもが参加するイベントや実施事業についてチラシを設置したり、年４回、広報誌に子どもたちの様子を掲載したりしながら、保育所や子どもへの理解を得るよう努めている。また、花苗植え、鯉のぼり掲揚、民芸村での土人形作り教室、長岡地区敬老感謝の集い、長岡住民ふれあいフェスティバルと、地域の施設や団体との交流等、地域における社会資源を最大限に利用し、子どもの社会体験の場を広げている。		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ b ・c
＜コメント＞ 富山市担当課作成の『ボランティア受け入れマニュアル』に基本姿勢が明記されている。シニア保育サポーター事業については『富山市シニア保育サポーター事業実施要項』に基づき受け入れている。今後は、トラブルや事故に対応するための「対応手順マニュアル」の作成が望ましい。		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ b ・c
＜コメント＞ 子どもにより良い保育を提供するために必要な、地域の関係機関や団体の機能・連絡方法を「地域交流計画（連携図）」として図式化し体系的に把握している。配慮が必要な子どもについて、年２回専門機関の巡回指導を受けたり、外部研修をオンラインで受けたりしながら、保護者のニーズや子どもの状況に応じた関わり方について助言や指導を受けている。指導で得た情報は職場会議等で共有し職員間で周知している。また、年４回学校運営協議会に参加したり、小学校４年生の交流会を設けたりする等、地域の各団体や小学校と連携が適切に行われている。要保護児童については、富山市こども健康課や児童相談所と定期的に情報提供が行える体制が整備されている。		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ b ・c
＜コメント＞ 所長は学校運営協議会や住民運動会、文化祭に参加し、区長や民生委員・児童委員、自治振興会長等と地域の悩みや状況について話をする機会を設けたり、運動会に招待した来賓に保育所に求めること等についてアンケートをとったりし、地域の福祉ニーズ等を把握するよう努めている。高齢化が進み一人住まいが増え、なかなか地域の行事への参加意欲が持てない傾向があるが、保育所の子どもたちが参加することで行事への参加意欲につながっているという実態を把握出来た事例もある。しかし、地域の福祉ニーズや生活課題等の掘り起こしまでに至っていない。また、地区センター内で行われている「赤ちゃん教室」に副所長が出向き「親子サークル」の紹介をしている。今後、地域交流のイベントや保育所行事等、地域住民と触れ合う機会を通して、コミュニケーションを図りながら、保育所に求められている具体的な福祉ニーズ等を積極的に把握する取組に期待したい。		

27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
＜コメント＞ 地域主催の行事「鯉のぼり掲揚」「長岡住民ふれあいフェスティバル」「長岡地区敬老感謝の集い」等に参加し、地域コミュニティの活性化に貢献している。スマイル保育事業（富山市障害児等通所指導事業）や親子サークル等、保育所が行っている事業を地域に向けて発信することが望ましい。また、地区センターで行われている年3回の赤ちゃん教室に副所長が出向き、保育所の事業を紹介しているが、今後は手遊びや手作りおもちゃ、離乳食について等、保育所が持っている専門知識や技術を提供する時間を設けてもらう等、専門的な情報を提供する取組に期待したい。地域の防災対策として、地区センターと小学校には保育所の「防災マニュアル」と避難経路を明記した書類を渡し、避難経路や場所を共有している。今後は、近隣の地域住民に向けても、防災に関する情報提供等の取組を期待したい。		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・ b ・c
<コメント> 「重要事項説明書」の中で「子どもを尊重した保育」を実施することを明記している。 『人権擁護のためのセルフチェックリスト』『全国保育士会倫理綱領』を活用し、職場会議等で意識を高めながら共通理解を深めている。チェックリストは年2回行い、集計、検討、課題を数値化しまとめている。また、保育所内で大切にしたい子どもの権利を全職員で考え、園内研修テーマ「子どもも大人も楽しい保育所づくり」を目指し、子どもの権利が守られて過ごしているか、事例の中で協議、確認している。同時に、全職員に、どんな保育をしたいか、どんな保育士でありたいか等アンケートを取り、保育所独自の「職員を守るための10の約束」を作成し、その中で子どもの権利や不適切な関わりを防止する項目を掲示し、職員に周知している。性差等についても固定的な対応をしないようにしている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・ b ・c
<コメント> プライバシー保護に関するマニュアル「個人情報取り扱いにかかわる園管理体制について」を見直し、作成中である。プライバシーを守るために、着替えやオムツ交換時には衝立を利用したり、身体計測でも3歳以上児は男女別にスペースを確保したり、プール時の着替え場所や通路等、来客の目に入らないようにしたりとプライバシーに配慮した保育を行っている。また、戸外に出る時、他者に名前が分からないように保育所名の名札に変える等配慮している。職場会議でプライバシーや子どもの人権に関する専門書を参考に研修会を開いたり、保育の場面ごとに、子どものプライバシー保護に関するマニュアル（手順書）を見直し、作成したりしている。		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・ b ・c
<コメント> 利用希望者に向けた保育情報は、富山市作成の『保育所入所のご案内』『富山市子育て支援ガイドブック』等を、公共施設に置いてあり、保育所でもパンフレット「富山市長岡保育所」を置き、自由に見たり持ち帰ったりできるようにしている。また、玄関に「保育理念」「保育目標」「保育方針」「子どもの人権」「園内研修テーマ」を分かりやすく掲示している。見学希望者には「保育所見学申込書」に記入してもらい「保育所見学者の対応手順」に基づいて、パンフレットを渡し、保育所で行っている事業内容や特色を伝える等、丁寧な対応を行っている。パンフレットや富山市のホームページの保育所情報について		

は、年度初めに見直しをしている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<コメント> 保育の開始及び変更については、必要書類の提出を求め、富山市担当課で決定した認定内容を保護者に丁寧に知らせている。書類の書き方についても『保育所入所のご案内』の冊子をもとに分かりやすく説明したり、記入例をつけたりして知らせている。		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<コメント> 転所先に必要な書類（同意書・生活管理指導書・児童保育要録・予防接種罹患調査票等）を送付したり、必要な伝達事項があれば電話や直接話し合いの場を設けたりし、保育の継続性に配慮している。保育所の利用終了後も、所長や副所長が窓口となり、保護者からの相談を受け付けていることを口頭で伝えている。現在、受け付けた相談は、苦情受付書の様式を使用して記録されている。今後は、相談方法や担当者を明記した文書を保護者に渡すことが望ましい。		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<コメント> 3歳以上児クラスでは、子どもとその日の振り返りの時間を作り、楽しかったことや発見したことを話し合ったり、次回やってみたいことや意見を書き出したりし、子どもの満足度の把握に努めている。3歳未満児についても、子どもの表情や態度から子ども理解を図るよう努めている。保護者には、保育参加や行事後に保護者アンケートを実施したり、クラス懇談会や個別懇談会で直接意見を聞いたりし、保護者の満足度を把握するよう努めている。年度末に、保育所運営に関するアンケートを実施し、意見をまとめ、改善点等を職場会議で検討し結果を保護者に伝えている。所長は保護者会役員会に出席し、情報を共有し、協力体制を築きながら、保護者や子どもの満足向上に向け努めている。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<コメント> 保育所独自で作成された「保育所の苦情受付システム」に、苦情・要望の伝達手順や第三者委員の名前が明記されている。保護者には、苦情受付・解決の窓口が副所長、責任者が所長であることや、保育所内で解決できない問題については、富山市より委託された第三者委員に諮る等の体制を明確にしたものを玄関に掲示し、意見箱と「苦情受付書」を設置している。保護者からの苦情や要望に対して、真摯に向き合い、速やかに全職員に周知し、情報共有を図りながら、解決や改善に向けて取組み、具体的な対応策を保護者に伝えている。「苦情受付書」には保護者からの意見や要望、改善策が明記されている。「苦情対応マニュアル」は職員の意見を反映させながら随時見直しを進めている。		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・ ⑥ ・c
＜コメント＞ 玄関に意見箱と「個別相談申し込み票」を設置し、希望日、相談相手、相談内容、相談場所が自由に選べるようになっている。「相談記録用紙」には意見や要望、討議内容、改善策が明記されている。今後、意見箱や申込用紙の設置場所を、事務室から見えない場所に変える等、保護者が意見を入れやすいよう工夫することが望ましい。		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ ⑥ ・c
＜コメント＞ 日頃から保護者との良好な関係づくりに努め、保護者の話を丁寧に傾聴し、保護者が話しやすい雰囲気づくりを心がけている。保護者からの意見や相談に対しては職員間で共有、検討し、速やかに改善策を伝えたり、内容によっては進捗状況を伝えたりしている。保護者の意見から、保育の援助方法や行事に関する連絡方法等を見直し、保護者の理解を得た事例も会議録に記載されている。個別に相談を受けた内容を「保育経過記録」に記載し、保育の質の向上に関わる事例も見られる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・ ⑥ ・c
＜コメント＞ 富山市の『保育所危機管理対応要領』に基づき、保育所独自の「事故発生時のマニュアル」を作成し、所長が責任者、副所長がリスクマネージャーとなり危機予防対策を行っている。マニュアルは職員が見やすい場所に設置し、緊急時に対応できるようになっている。様々な事故発生に対応するためのフローチャートも作成している。園内、園外のヒヤリ・ハットマップを作成したり、ヒヤリハット事例を基に全職員で話し合い、保育環境の見直しや改善をしたりし、危険箇所や状況の把握と事故防止に努めている。また、月2回屋内外の安全点検を行い、必要に応じて富山市担当課に修繕を依頼し、記録簿に修繕内容が記載されている。		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・ ⑥ ・c
＜コメント＞ 『保健のしおり』『保育所における感染症対策ガイドライン』を参考にし、保育所独自に「感染症マニュアル」や感染症別のフローチャートを作成し、全職員に周知している。保健担当者が中心となり、嘔吐処理のシミュレーションを行う等、感染症の発生時に適切な対応が出来るようにしている。また、厚生労働省からの通知を回覧し、手洗い・うがいの基本的生活習慣を身につけることや換気に配慮することを徹底している。保護者には、玄関にほけんコーナーを設け『学校等欠席者・感染症情報システム』の情報や保育所内での		

感染情報を掲示したり、流行している感染症のポスターを掲示したりし、注意喚起を促している。		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・ b ・c
＜コメント＞ 富山市の『保育所危機管理対応要領』に基づき、所長が責任者、副所長がリスクマネージャーとなり危機予防対策を行っている。また、災害時の避難計画に基づき、災害別に「緊急時の避難行動マニュアル」として対応策が策定され、準備物の確保や役割分担を決め訓練を実施している。全職員が富山市メール配信システムに登録し安否確認が出来るような体制が整っており、全職員に周知している。災害時に備えた非常食や水（3日分）は調理員が、その他の備品は副所長が担当し、消費期限を確認し、定期的に入れ替えている。アレルギーをもつ子どもへの対応も配慮されている。年2回自衛消防訓練を実施し、避難場所まで避難し、子どもたちも避難経路を周知している。今年度、地域との合同避難訓練を実施し、協力体制を整える計画をしている。今後、地域住民や関係機関や団体、避難場所の職員等を巻き込んだ訓練を行う等、子どもの安全確保のための取組を積極的に行う事を期待したい。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ b ・c
＜コメント＞ 『富山市保育のガイドライン』に標準的な実施方法が記載されている。ディリープログラムやアレルギーをもつ子どもの食事配膳対応等「標準的な保育のマニュアル」の中で、プライバシー保護や子どもの尊重に関わる配慮事項が明記されている。どの職員が保育に入っても、子どもたちの生活に戸惑いが生じないように、年度初めに「標準的な保育のマニュアル」を職場会議で話し合い、内容を周知し、必要に応じて改訂したり、新たな保育のマニュアルを作成したりしている。指導計画は「全体的な計画」に基づき、年齢別・異年齢・個別の指導計画を『保育所保育指針』に沿いながら、特に、生涯にわたる生きる力の基礎として育みたい資質・能力としてあげられている3つの柱『①知識及び技能の基礎②思考力、判断力、表現等の基礎③学びに向かう力、人間性等』を視点として立案している。		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
＜コメント＞ 月1回の3歳以上児会議・3歳未満児会議・調理員会議、月2回の職場会議で、計画的に指導計画の検討や見直しを行っている。職員で話し合った意見や、年度末に実施した保護者アンケートの声を「全体的な計画」や保育内容に反映させる体制を整えている。標準的		

な実施方法（各年齢のディリープログラムや生活場面の手順等）については、保育を実施しながら、改善すべき事案が出た場合は、職員が互いに声をかけ合って確認したり、必要があれば職場会議等で協議し見直しをしたりしている。変更した場合は、各クラスのマニュアルを修正し、全職員に伝達している。今後も、標準的な実施方法全般について、子どもが必要とする保育内容の変化や新たな知識・技術等の導入を踏まえ、定期的に検証し、必要な見直しを組織的に行っていくことを期待したい。		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が作成されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ b ・c
<コメント> 「全体的な計画」に基づき、年齢別、異年齢、個別の指導計画を作成している。指導計画は、担当保育士が個別懇談会や連絡帳等から保護者のニーズを把握しながら作成している。児童票の発達記録（発達のめやすチェック表）や保育経過記録、個別支援計画には、保護者の意向や、必要に応じて関係機関からの情報が記載されている。実施した保育の振り返りや評価、状況の把握や分析は、3歳以上児会議、3歳未満児会議、職場会議、調理員会議を通して行い、所長や副所長が確認する体制が確立されている。今後、よりアセスメントに基づく適切な指導計画が作成されるよう、定期的に子どもの身体状況や保護者の生活状況等を把握し、子どもや保護者が必要とする保育実施上のニーズを把握するためのアセスメント手法（手順と様式）を確立することが望ましい。		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<コメント> 全ての年間計画は年度末、年齢別月間・週間指導計画は月末、災害訓練等の行事は実施後、個別支援計画は3カ月に1回、児童票の保育経過記録は年度末、児童票の発達記録（発達のめやすチェック表）は6カ月～3歳までは項目の達成月齢を随時記載、3～4歳までは6カ月に1回、4歳以上は1年に1回チェックしながら評価・見直しを行い、記録するとともに次の計画に生かしている。評価・見直しは、3歳以上児会議や3歳未満児会議、調理員会議等で全職員参加の下行われている。今年度より月間・週間指導計画に保育所保育指針にある、育みたい資質・能力としてあげられている3つの柱『①知識及び技能の基礎②思考力、判断力、表現力等の基礎③学びに向かう力、人間性等』を視点として評価・見直しを進めている。また、毎月「所長、副所長からの評価」として、前月の評価・反省や今月のねらい、評価、反省、次月のねらいとしてまとめた書類を作成し、担当保育士が次月の保育に生かせるような仕組みになっている。今後も、保育の質の向上に向けて、PDCAサイクルを継続して実施していくことを期待したい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ b ・c
<コメント> 子ども一人ひとりの保育の実施状況について『児童票の発達記録（発達のめやすチェック表）や保育経過記録』に適切に記載している。書き方については、富山市担当課作成の		

『記載のポイント』を参考に記録されており、所長や副所長が確認し指導している。子どもに関する必要な情報は、職場会議、朝のミーティング、紙ベースでの回覧等を通して、会議に出席していない職員にも、情報共有が出来るような仕組みが整っている。		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・㉞・c
<コメント> 『個人情報の保護に関する法律』及び『富山市情報セキュリティポリシー』に基づき、子どもの記録管理、電子データ等の取り扱いに十分留意し管理している。個人情報が記載された書類や子どもに関する記録は、事務所内の鍵付き棚に保管・保存期間等の規定に従って管理している。閲覧や記録の際には、所長や副所長の承諾を得て「個人情報取り扱い簿」に記載し、事務所内で行い、事務所外へ持ち出すことの無いよう徹底している。業務上知り得た個人情報は、漏洩しないよう指導を徹底している。保護者には、個人情報保護について記載してある「重要事項説明書」を基に、個人情報の取り扱いについて説明し「承諾書」を提出してもらい同意を得ている。		

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・b・c
<コメント> 「全体的な計画」は、年度初めに保育所の理念・保育の方針や目標に基づき、前年度の評価・反省・改善点を踏まえ、各年齢担当保育士が見直しを行い職場会議で協議し作成している。会計年度任用職員には書面で知らせ、全職員に周知している。また、年度末には振り返りを行い次年度につなげている。「全体的な計画」から、年齢別・異年齢別に子どもの保育計画を立案し、子どもの発達過程や地域の特性(地域交流・豊かな自然環境)を生かして作成している。今後定期的に振り返りと評価を行い、次の作成に生かしていくことに期待したい。		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・b・c
<コメント> 各保育室には温湿度計を設置し温度・湿度・換気の目安を意識しながら、エアコン・加湿器・空気清浄機等の使用を定期的にチェックし、快適な環境が保たれている。「トイレ掃除マニュアル」やチェック表等を作成し、水回りの清潔状況の確認をしている。建物が古いので、危険箇所の補修をし、クッション性のコーナーガードを設置する等衛生安全に配慮している。また、保育所内や同所周辺のヒヤリ・ハットマップを作成し、職場会議で保育環境の見直しや改善につなげ、事故防止に努めている。今後、子どもがより心地良い生活ができる環境づくりに期待したい。		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a・b・c
<コメント> 子ども一人ひとりの発達や興味・家庭環境から生じる個人差を踏まえた関わりを職員間で話し合い共通理解を図っている。子どもが自由に意見を示すことができる権利について職場会議で理解を深め、子どもが安心して自分の思いや力が発揮できるよう関わっている。 『人権擁護のためのセルフチェックリスト』を活用し、保育の振り返りを行っている。課題があれば、3歳未満児・3歳以上児会議で保育の改善や保育士自身が制止や否定的な言葉がけや関わりがないか話し合い、保育に生かしている。子どもの気持ちに共感したり代弁したりしながら、年齢や発達に応じて丁寧に伝えることを心掛けている。今後も子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの心に寄り添った言葉かけ等に期待したい。		
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a・b・c
<コメント>		

生活習慣が自然に身につくよう、一人ひとりの発達や適切な時期をとらえ、自分でやってみようとする気持ちを大切にし、一人でできた喜びや達成感が自信につながるよう援助している。保育室やトイレの手洗い場等には、活動に必要な準備物や手順表(発達に応じて写真・イラスト等)を活用し、視覚的なツールで伝えている。手順表等は、見やすいサイズや子どもの動線を考慮し使いやすい環境の整備に期待したい。		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・b・c
<コメント> 子どもから出たアイディアや意見をすぐに遊びの中に取り入れられるよう、廃材や自然物等色々な素材を準備し、自由に制作遊びが楽しめる環境を設定している。制作した物すぐ遊べるスペースの確保や、3歳以上児2クラスを自由に行き来し、自由交流を通して遊びが展開できるようにしている。気温や天候に考慮し、園庭で十分身体を動かして遊ぶ時間の確保や、自然に恵まれた環境の中散歩に出掛け、地域の人々と挨拶を交わしたり、収穫を見学したり、季節の草花や虫等に触れ合い、子どもの発見や驚きに共感できるよう関わっている。地域のイベントに参加したり、民生・児童委員の方と一緒に花植えをしたり様々な活動を通して地域との交流を大切にしている。今後も子どもが主体的、自発的に活動し、地域交流を大切にしていくことに期待したい。		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 0・1歳児の混合クラスとなっている。安全な生活の保障と探索活動ができるよう、畳のコーナーを半分に仕切り、0歳児が安心して生活・遊べる空間と月齢に応じた手作り玩具を提供している。玩具の設定や環境整備は職員間で協議し見直している。 0歳児は、子どもとのスキンシップを十分とり、表情やしぐさから応答的な関わりを心掛けている。1歳児は身体を使った感覚遊びや音楽に合わせて身体を動かしたり、探索活動を楽しんだりできるように関わっている。保護者とは、食事・睡眠・発達・生活の様子について、家庭と保育所での様子を口頭や連絡帳で密に連絡を取り合い、家庭との連携を図り保育に生かしている。家庭的な雰囲気大切に、担当保育士との継続的・応答的な関わりに期待したい。		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 2歳児は単独の保育室で生活している。自分でやりたい気持ちを受け止める言葉がけを心掛け、子どもが安心して自発的な探索活動ができるよう、保育士の立ち位置や安全状況を把握し関わっている。子どもの自己主張やトラブルは否定せず子どもの思いを受け止め、友だちと関わる時に必要な言葉を知らせたり補ったりしながら、友だちとの関係性の仲立ちをしている。保護者とは、家庭や保育所での子どもの様子等について、口頭や連絡帳で知らせ合い連携を図っている。また、富山市立保育所共通保護者向けアプリで日々の生活		

を配信し、子どもの成長を共有したり安心感につなげたりしている。		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 異年齢(3・4・5歳児)2クラス編成となっている。「年齢別保育計画」「異年齢別保育計画」の保育内容や保育環境を見直し、毎月担当保育士だけでなく、所長・副所長からの評価・反省を受けて作成している。3歳児は、子どもが興味・関心を持ったことを遊びに取り入れ、手伝ってもらったり、真似をしたりして遊びが展開できる関わりや環境づくりに努めている。4歳児は、自己発揮しながら友だちと一緒にルールのある遊びを通して、みんなで遊ぶ楽しさを共有できるよう関わっている。5歳児は、年度初めに保育所のテーマ「えがおいっぱい みんなでちゃれんじ」を考え、共通の目標に向かってみんなで挑戦できる環境づくりを大切にしている。子どもの意見を取り入れたり、2クラスを開放する時間帯を設定したりしながら活動を進めている。日々の活動内容や子どもの育ちを定期的に富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信している。今後、子どもたちが自由に活動できる環境を提供できることに期待したい。		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 個別に配慮が必要な子どもの状態を把握し、一人ひとりの支援内容を考慮した「個別支援計画」を作成している。保育室が狭いので、パーテーションで仕切りクールダウンできる空間を確保したり、廊下を保育室の延長として利用したり環境構成を工夫している。個々に合わせたツールを使った関わり方等を3歳以上児会議で話し合い、配慮事項は指導計画に青字で記載し職員間で共有している。保護者の意向や不安に寄り添い、相談内容に応じて専門機関等と連携を図り、相談や助言を受けている。また、障害児保育の自主研修には積極的に参加し、知識の習得に努めている。研修等で得た知識や情報を全職員で取組んでいくことに期待したい。		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・b・c
<コメント> 子どもの状況に応じ、一日の生活の流れや活動内容が、安心してゆったり過ごせる環境に考慮している。保育時間が長時間になる子どもについては、異年齢の子どもたちが一緒に過ごすため、家庭的な雰囲気の中、年齢や興味に合った玩具を準備している。「登降所時間・健康観察票」を使用し、子どもの健康状態や保護者からの伝達事項が職員間で情報周知できるよう努めている。また、伝達内容によっては早急に対応している。職員間で確実に伝達事項を引き継ぐよう期待したい。		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・b・c
<コメント> コロナ禍で中止していた長岡小学校四年生との交流会(年4回開催予定)を再開し、ゲー		

ム・伝承遊び等で触れ合い交流を図っている。2月頃には小学校の食器を使用して給食を食べる機会を持ち、小学校生活への期待につながるよう計画している。小学校教諭が来所し、子どもたちの様子を見学したり、幼児教育施設訪問研修に参加してもらい保育所保育を理解してもらったり、個々の子どもの育ちの情報共有と連携を図っている。子どもや保護者の不安やニーズを受け止めスムーズに移行できるよう、小学校との連携をより深めていくことに期待したい。		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・ b ・c
＜コメント＞ 『保健計画』に基づいて「保健年間計画」を作成している。子ども一人ひとりの健康状態は、登所時の視診や保護者からの体調等の連絡を受け「登降所時間・健康観察票」に記入し職員間で情報共有している。保育所での怪我や体調については、口頭や「経過観察記録表」を活用し知らせている。玄関のほけんコーナーに感染情報や保育所の発生状況等、子どもの健康に関わる情報提供をしている。保護者には、定期的に罹患歴・予防接種歴の追記を依頼し確認している。乳児突然死症候群（SIDS）のチェックは、マニュアルなどをもとに職員間で確認し、記録を行っている。今後は、体調不良児等に対する SIDS チェックの重要性を職員間で共有し、より確実な対応が行われることに期待したい。		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・ b ・c
＜コメント＞ 健康診断・歯科健診結果は当日富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信し、異常が見られた場合は個別に保護者に知らせ、早期の受診を進め、情報共有が必要な事案は職員間で周知を図っている。健診をきっかけに、子どもたちに身体の仕組みや歯磨きの大切さ等視聴覚教材を活用し、自分の身体に興味関心が持てるよう取り組んでいる。健診後保護者には、嘱託医からの健康アドバイスを富山市立保育所共通保護者向けアプリで配信し情報提供している。心身の健康等について、関心を持てるよう働きかけていくことに期待したい。		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a ・b・c
＜コメント＞ 食物アレルギーをもつ子どもに対しては、提出された「生活管理指導票」に基づいて、保護者と面談を行い「食物アレルギー対応プラン」を作成している。保護者には、具体的な対応の仕方や代替食のメニュー表を確認してもらい、共通理解を図っている。昼食・おやつ提供については、誤食防止のため4重チェック体制（調理・検食・受取・配膳）で記録している。食事時は保育士が見守り、ネームプレート・トレイ・食器の色分けをし、専用の机・椅子・台拭きを使用している。アレルギー研修に参加し、研修内容は職員間で共有し知識の習得を図っている。アレルギーをもつ子どもとともたない子どもで歯みがきの時間を分けたり、使用した歯ブラシを消毒するための乾燥器内のスペースを別にしたりする等、歯ブラシの管理においても細心の注意が払われている。		

A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・b・c
<コメント> 「食育計画」を作成し、年齢ごとに調理員と連携を図り食育の取り組みをしている。3歳以上児はバイキング形式を取り入れ無理なく食べられるよう量を調整できるようにしている。野菜の栽培・生長過程・収穫体験・クッキングを通して、食への興味関心を高めている。食育の一環として給食参加を行い、保護者に保育所での子どもの様子や味付けや切り方・調理工程等知ってもらう機会となっている。玄関に日々の給食の展示やレシピの紹介等、情報提供している。今後も楽しんで食事ができる環境づくりに期待したい。		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・b・c
<コメント> 「衛生管理マニュアル」に基づき食の安心安全に留意し、調理員会議(所長・副所長・調理員・保育士)で話し合い確認している。子どもの発達に合った食事の状態等を保護者と情報交換し、調理員と連携を取りながら、未摂取食材の提供や調理方法を工夫し提供している。食育の日(毎月19日)には、子どもたちにテーマ食材の生産地や栄養について、食育教材(食材の写真やクイズ等)を使用して知らせたり、実物に触れたりして食に関心が持てるようにしている。今後も子どもに安心な食事の提供や工夫、衛生管理への配慮等、より意識向上を図っていくことに期待したい。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・b・c
<コメント> 保護者には、入所説明会や年度初めの保護者総会で「重要事項説明書」について説明し、保育内容や具体的な取り組みについて知らせている。連絡帳や送迎時のコミュニケーションの中で子どもの姿を伝えている。子どもの活動の様子や保育のねらいが分かり易いよう、写真を使ったドキュメンテーション(写真、コメント)を作成したり、作品を掲示し可視化したり、具体的に伝えるよう工夫している。年間を通して保育参加を実施し子どもの日々の姿を見てもらい、成長の喜びを共有できるようにしている。個別懇談会では、家庭状況や子どもの様子、保護者の思いを「保育経過記録」に記載し保育に生かしている。		
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・b・c
<コメント> 保護者とは、連絡帳の活用や送迎時のコミュニケーションを大切にし、話しやすい雰囲気の中で担当保育士だけでなく、様々な職員が1日の子どもの様子を伝えることで、信頼関		

係の構築に努めている。玄関に個別相談申込票や意見箱を設置し、保護者からの要望があれば必要に応じ担当保育士が対応し、所長・副所長も対応できるよう支援体制を整えている。必要があれば関係機関を紹介している。意見箱等設置してあるが、保護者が安心して相談できる設置環境が望ましい。		
A⑱	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・b・c
＜コメント＞ 毎日の健康観察時に、子どもの心身の状態や保護者の表情・言動の変化から、虐待の兆候を見逃さないようしている。子どもの身体や表情・言動から異変を感じた場合は、速やかに所長に報告相談している。『富山市児童虐待防止マニュアル』に基づき、職員研修を行うとともに虐待対応について共通理解を図っている。子どもの危険性が疑われるような時には、児童相談所等の関係機関との連携、虐待の早期発見・早期対応に関する基本的知識等、継続的な意識づけや体制の構築に期待したい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・b・c
＜コメント＞ 毎月、年齢別・異年齢別月間・週間指導計画や個別支援計画を作成している。3歳以上児・3歳未満児会議等で、保育の振り返りや保育内容の確認をし、月末に評価・反省を行い次月の保育計画に生かしている。年2回正規職員は自己の目標を立て、達成度を確認し評価している。また、全職員(会計年度任用職員含む)が『人権擁護のためのセルフチェックリスト』『富山市立保育所等保育のガイドライン・チェックリスト』を活用し、個々の保育の振り返りを行っている。見えてきた課題や改善点を職員間で話し合い、子どもの育ちや関わりについて意識を高め、保育の向上に取り組んでいる。今後も専門性や保育実践の改善を図っていくことに期待したい。		